

金融機関の防犯基準について

令和 8 年 3 月 1 2 日  
大通達甲（生企）第 4 号  
生活安全部長から生活安全部  
生活安全企画課長、生活安全  
部サイバー犯罪対策課長、刑  
事部組織犯罪対策課長、各警  
察署長宛て

（概 要）

この通達は、金融機関の防犯対策について、必要な事項を定めたものである。